

廣雅

昭和61年 2/25

No.626 発行:東京都豊島区 編集:企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111 <毎月5・15・25日発行>

ただいま昭和61年度区政 モニター募集中

区内在住の満20歳以上の方、40名募集。
申込みは3月10日(日)まで。

詳細は「広報としま」2月15日号をご覧になるか広報課広聴係④2141-2へお問い合わせください。

教育文化の振興・特養ホームなど 新規・拡充86事業

61年度予算案提案される 一般会計557億5814万円 7.8%の伸び

新規・拡充86事業

豊島区の昭和61年度予算案が
2月24日開会の区議会定例会
(3月28日まで)に提出され審議
されます。

この61年度予算案は総額88億
1千80万円で、60年度当初予算
に対し、8・1パーセントの
伸び率となっています。

一般会計の規模は87億5千80
万円で、前年度当初に比べ7・
8パーセント増。国民健康保険
事業会計は収支80万円で、11・
6パーセントの増、老人保健医
療会計は13億5千35万円で、

5・6パーセントの増となつて
います。
61年度に新たに予定されている事業は30件で59億2千80万円、從来の事業を拡充するのは56事業で54億4千88万円です。
新規事業では、懸案の特別養護老人ホームの建設(用地取得、設計委託等)に取り組むのをはじめ、区内に残る重要な文化財を守る「文化財保護条例(仮称)」の制定、南北袋・東通りの拡幅、都内初の夜間保育園への助成などがあげられます。

昭和61年度予算の財政規模

区分	61年度	60年度	伸び率
一般会計	557億5814万円	517億1308万円	7.8%
国民健康保険事業会計	132億0868万円	118億3208万円	11.6%
老人保健医療会計	113億5315万円	107億5036万円	5.6%
計	803億1997万円	742億9551万円	8.1%

61年度の 30事業 59億

- 文化をはぐくむまち (文化・教育)
 - 文化財保護条例の制定…84万円
 - 文化財保護条例(仮称)の制定、保護審議会の設置、文化財の基礎調査、指定・登録、文化財パトロールの実施など
 - 雇司が谷旧宣教師館の整備…2千55万円
 - 展示施設等に利用するため整備、展示調査委員会設置
 - としま非核平和展(国際平和年記念事業)…100万円
 - 7月予定の平和展のはか、憲法記念のつどい、老人大学、大字公明講座、図書館での上映映画会などでも「平和」をテーマとした催しを行う。
 - 歴史と文化の散歩道整備…600万円
 - 歩くことを通じて、都民に東京の歴史と文化を知つてもらおうと、案内板や標識を設置。区道関連部分は区が施工実施。
 - 豊島区吹奏楽団創立10周年記念演奏会…129万円
 - 教育文化施設の建設…21億3千68万円
 - 昭和62年10月、千登世橋際にオープン予定。教育会館、社会教育会館、図書館、体育館、温水プールなども併設。
 - 情緒障害学級校舎の建設…1億一千420万円
 - 「としまこどもだより」の発行…157万円
 - 時習小学校内に。
 - 「としまこどもだより」の発行…147万円
 - 学校用地の買収…5千996万円
 - 学校体育館の増改築…5億7千49万円
 - 大塚、池袋、朝日の各中学校・國賓館の開設(池袋2丁目)
 - 秋父市親善学校相互交流…813千488万円
 - 池袋2の1001。5月開設。
 - 秋父市親善学校相互交流…81万円

災害についてまち (防災対策)

- 東通り拡幅事業…80万円
保育時間 午前10時～午後10時。
4月開設。
- 拡幅予定道路(西口)の川地潤
最等
- 避難場所・一時集合場所標識
の設置…30万円
- 土地利用現況調査の実施…400
万円
- 公園・児童遊園の整備…12億
9千28万円
- 公園5か所、児童遊園1か所、
計6か所(5千215m²)。用地取得
3か所(2千300m²)。
- 緑道の整備(谷端川緑道整備
事業)…3千60万円
- 緑道217mを新設
- みどりの日開運行事…278万円
5月10・11日、池袋第二公園
等で記念植樹、タネ配布など。
- 踏切の改良…1千万円
椎名町第8号踏切
- 印鑑登録・証明オンライン化
…2千50万円
- 10月から実施予定。端末機、
プリンタ、スキヤナード各13台
を設置。
- 公園・児童遊園台帳整備…902
万円

としめ
助成金の交付申請手続きをしてください。入湯税、冷暖房料金、



所得税・贈与税・住民税・個人事業税 申告と納税は3月15日まで

確定申告はお早めに

確定申告をしなければならない人が、申告をしなかつたり、誤った申告をしますと、加算税や延滞税など余計に納めなければならぬことになる場合があります。正しい申告を早目に済ませてください。

なお、3月10日を過ぎると

税務署の窓口は大変混雑しま

す。

また、所持税の確定申告をさ

れた方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要はありませんが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

号や予定税率などが記載され

ていますので、必ずお送りし

た用紙をお使いください。

なお、新たに申告される方は、

税務署のはかり役所および各

出張所にも申告用紙等を備え付

けてありますので、お申し出く

ださい。

税務署の方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要がありますが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

号や予定税率などが記載され

ていますので、必ずお送りし

た用紙をお使いください。

なお、新たに申告される方は、

税務署のはかり役所および各

出張所にも申告用紙等を備え付

けてありますので、お申し出く

ださい。

税務署の方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要がありますが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

号や予定税率などが記載され

ていますので、必ずお送りし

た用紙をお使いください。

なお、新たに申告される方は、

税務署のはかり役所および各

出張所にも申告用紙等を備え付

けてありますので、お申し出く

ださい。

税務署の方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要がありますが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

号や予定税率などが記載され

ていますので、必ずお送りし

た用紙をお使いください。

なお、新たに申告される方は、

税務署のはかり役所および各

出張所にも申告用紙等を備え付

けてありますので、お申し出く

ださい。

税務署の方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要がありますが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

号や予定税率などが記載され

ていますので、必ずお送りし

た用紙をお使いください。

なお、新たに申告される方は、

税務署のはかり役所および各

出張所にも申告用紙等を備え付

けてありますので、お申し出く

ださい。

税務署の方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要がありますが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

号や予定税率などが記載され

ていますので、必ずお送りし

た用紙をお使いください。

なお、新たに申告される方は、

税務署のはかり役所および各

出張所にも申告用紙等を備え付

けてありますので、お申し出く

ださい。

税務署の方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要がありますが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

号や予定税率などが記載され

ていますので、必ずお送りし

た用紙をお使いください。

なお、新たに申告される方は、

税務署のはかり役所および各

出張所にも申告用紙等を備え付

けてありますので、お申し出く

ださい。

税務署の方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要がありますが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

号や予定税率などが記載され

ていますので、必ずお送りし

た用紙をお使いください。

なお、新たに申告される方は、

税務署のはかり役所および各

出張所にも申告用紙等を備え付

けてありますので、お申し出く

ださい。

税務署の方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要がありますが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

号や予定税率などが記載され

ていますので、必ずお送りし

た用紙をお使いください。

なお、新たに申告される方は、

税務署のはかり役所および各

出張所にも申告用紙等を備え付

けてありますので、お申し出く

ださい。

税務署の方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要がありますが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

号や予定税率などが記載され

ていますので、必ずお送りし

た用紙をお使いください。

なお、新たに申告される方は、

税務署のはかり役所および各

出張所にも申告用紙等を備え付

けてありますので、お申し出く

ださい。

税務署の方は、住民税や個人事業税

の申告をする必要がありますが、確定申告書の「住民税」「事

業税に関する事項」欄も忘れず

に記入してください。

申告と納税は、税務署からお送

りした用紙で

税務署からお送りした用紙に

は、住所氏名のほか税務署番

